

盛岡広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成25年2月8日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本宮長田町線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
盛岡市盛岡駅前北通501番4地先から長田町2番16地先まで	m 28.9～25.0	m 304.4

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成25年2月8日から同年3月8日まで